

事業契約書(案)第 94 条、第 95 条、第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条における事業途中で契約が解除された場合に市が事業者を支払う金額

事業契約書（案）第 103 条及び第 104 条に規定された、本事業において市が事業者を支払う金額は、次のとおりである。

大項目	中項目	構成内容
設計・建設業務の対価 (第 103 条、第 104 条)	サービス購入料 A-1 (一括払い分) 出来形相当分	・事前調査業務に係る費用（完了していることがわかる成果物が納品されている場合。ただし地質調査、測量等、本事業の設計および施工に直接関係するものに限る。） ・設計業務に係る費用（完了していることがわかる成果物が納品されている場合） ・造成業務に係る費用（出来形に相当する部分） ・建設業務に係る費用（出来形に相当する部分） ・工事監理業務に係る費用（出来形に相当する部分） ・什器・備品等の調達及び設置業務に係る費用（設置済の部分） ・既存施設の解体・撤去業務（出来形に相当する部分） ・電波障害対策業務に係る費用（完了していることがわかる成果物が納品されている場合） ※提案施設に要する費用は除く。
	サービス購入料 A-2 (割賦元本) 解除日に未払いの割賦元本	・サービス購入料 A-2（割賦元本）に対応する解除日までの金利 ※未払いのサービス購入料 A-2 について、一括払いによって支払う場合、解除の日から支払日までの金利は付さないが、分割払いで支払う場合は事業契約書に定める金利を付すものとする。
	サービス購入料 A-3 (割賦金利) 解除日までの金利	
維持管理の対価 (第 104 条)	サービス購入料 B-1 解除日までのサービス購入料が支払われていない期間のサービス購入料	・解除時点までに履行された維持管理業務のうち、対応するサービス購入料が支払われていない期間のサービス購入料 B-1 ※自由提案事業に要する費用は除く。
	サービス購入料 B-2 解除日までに実施された未払いの長期計画修繕の修繕費	・解除時点までに履行された維持管理業務のうち、対応するサービス購入料が支払われていない期間のサービス購入料 B-2
運営の対価 (第 104 条)	サービス購入料 C 解除日までのサービス購入料が支払われていない期間のサービス購入料	・解除時点までに履行された維持管理業務のうち、対応するサービス購入料が支払われていない期間のサービス購入料 C ※自由提案事業に要する費用は除く。